

担当課名	クリーンセンター
案件名	No1, No2, No3 空気圧縮機点検整備
案件の概要	No1, No2, No3 空気圧縮機の点検整備を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 5 年 7 月 7 日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	2,112,000 円（うち消費税 192,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 6 年 3 月 29 日
随意契約とした理由	<p>本業務は、No1, No2, No3 空気圧縮機の点検整備を実施するものである。</p> <p>No1, No2, No3 空気圧縮機は、清掃用、燃焼用、計装用と多岐に渡り、定期的に点検整備が必要である。空気圧縮機に不具合が生じると焼却施設の運転に支障を来たす。</p> <p>空気圧縮機を含む焼却施設は特殊な設備により構成されており、点検整備には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、焼却炉を稼働しながら点検整備を進めていく必要があり、安全性についても配慮が求められる。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており点検整備実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>